

# 令和5年度第3回 徳島県障がい者施策推進協議会 議事録

## 1 日 時

令和6年1月29日（月）  
15時00分から16時10分まで

## 2 場 所

徳島県職員会館2階 第1・2会議室

## 3 出席者

### 【委員】（14名）

加藤真介、森泉摩州子、森恭子、高原光恵、益田暁子、井後浩二、富樫一美、原照代、佐々木才子、林徳太郎、島優子、笠井章夫、平光江、名山優

### 【事務局】

障がい福祉課、健康づくり課、労働雇用戦略課、ダイバーシティ推進課、教育委員会特別支援教育課、他

## 4 会議次第

i 開会

ii 議事

徳島県障がい者施策基本計画（案）について

iii 閉会

【議事 1 徳島県障がい者施策基本計画（案）について】

（事務局説明）

（会長）

御説明ありがとうございました。それではただいまより、委員の皆様から御意見を伺いたいと思います。ただいまの事務局からの説明について、御意見や御要望、御質問等ございましたら、挙手をしてお知らせください。いかがでしょうか。

では、少し委員の皆様が考えておられる間に、感想を述べさせていただきます。この度、大変貴重なパブリックコメントを22件もいただき、大変関心が高く、また具体的な課題意識や希望、要望を寄せられている計画だということを実感いたしました。

県からの回答を拝見しますと、既に実施されている活動があるけれども、なかなか一般県民の方に周知されていない部分があったり、それから、既にされている事業をもう少し前進させることで御要望に応えられるのでは、というものもあり、既に実施している部分の理解・啓発方法という点も、今後の課題になるのではないかと感じたりいたしました。

皆様からも、具体的に何か改善点、あるいは、このままです承というような御意見でも構いません。何かお気づきの点があれば、是非よろしく願いいたします。

（委員）

会長がおっしゃったように、パブリックコメントには、本当に具体的なことが書かれていて、大事な視点があるということは同じように感じました。そして、広報というものは、やはり難しいなという点も、同じように感じました。

私の方では、資料2の28ページ以降です。防災のところですが、能登半島地震では、とても想像できないことが起こっていて、地形的なこともあろうかと思いますが、実際に福祉避難所が機能しなかったり、当初は一部しか機能できなかったりといったことがあったようです。それについて、おそらくこの計画に間に合わせることは無理だったとは思いますが、今後、中間見直しの時には、国から出る指針や通知等を踏まえ、そのあたりを見直していくのか、または今回の地震を受け、もし急遽見直したとかいうことがあれば教えていただければと思います。

（会長）

事務局よりお願いします。

（事務局）

障がい福祉課です。委員から、今回の能登半島地震を受け、何か修正した点があるかという御質問を頂いております。地震を受けての修正は、今のところ加えられてはいませんが、防災や災害に関しましては、医療的ケア児等への電源の確保や、個別避難計画の作成促進、令和3年の災害対策基本法の改正等、社会情勢の変化に対応した記載に変更させていただいております。

今後、能登半島地震で課題となった部分が国から示されていくとは思いますが、その点につきましては、福祉避難所を所管している保健福祉政策課や、災害等の対応を行っている、とくしまゼロ作戦課等の関係課と中間見直しに向けて検討を進めて参りたいと考えております。

（会長）

ありがとうございました。

それでは他にありますでしょうか。

(委員)

いくつかパブリックコメントを受け、記載が増えているわけですが、これからの中間見直しや最終的な成果をまとめる際に、現在出ている数値については、目標値はどれぐらい達成されたかといった成果という格好で出てくるんですね。ただ、今回追加されたようなものは、中間見直しの時に数値化され、きちんと評価されるのかどうか。もし追加したのであれば、これから数値化するというので最初から計画を立てないと、中間見直しの時に客観的なデータがないということになるので、その評価する体制というものをしっかりしていただけたらよいかと思います。

(会長)

御意見ありがとうございます。評価の観点、評価の仕方に関わる貴重な御意見であると思います。この点につきまして、事務局から現段階での、御意見というものはありますでしょうか。

(事務局)

障がい福祉課です。委員より、計画に追記したことや、数値目標等を定めていない部分の評価方法についての御意見をいただきました。もちろん、中間見直しに向けて、記載させていただいた内容については、まず、現時点でどのような状況であるかという現状把握を進めていく必要があると思います。また、そのような数値的な目標以外に定性的な目標等についても、しっかり予算化や事業の構築、評価について進めていけるよう検討して参りたいと考えております。

(会長)

御回答ありがとうございます。どのような形で評価をしていくことが望ましいかや、こういう観点も評価に組み込んだ方がよろしい、というような御意見がありましたら、ぜひ今後とも積極的に御意見をお寄せいただきますと大変ありがたいと思います。

では、他にありませんでしょうか。

(委員)

資料2の65ページ以降のいくつかの数値目標の中に、「全市町村」というものがありますが、これは具体的に設置ができていない市町村へ働きかけをしていただけるのでしょうか。計画に載っているというだけでは、市町村の方での動きが、あまり無いのではないかと感じており、ここに対して、何か働きかけをしていただけるのかということが一点と、68ページの下に基幹相談支援センターの設置についての記載がありますが、今の時点で2箇所しか基幹相談支援センターは無いかと思っておりますので、「3」となっている点についてお聞きしました。以上です。

(会長)

御質問ありがとうございます。では、事務局の方から、御回答いただけますでしょうか。

(事務局)

障がい福祉課です。二点ありますが、まず一点目の基幹相談支援センターの数え方のところですが、確かに2箇所にはなりますが、国の指針に基づき、計画では複数の市町村での共同設置が可能となっており、鳴門市基幹相談支援センターと名西郡障がい者基幹相談支援センターが設置されております。名西郡となるので、石井町と神山町で設置しているという数値になりますので、「3」というような記載にさせていただいております。

(委員)

わかりました。

(事務局)

また、「全市町村」という点について、市町村へ、どのように働きかけていくかというところですが、例えば、地域生活支援拠点や基幹相談支援センターが、障害者総合支援法の改正により、市町村の設置は努力義務となっているところです。毎年、県で開催をしております市町村への集団指導の機会や、市町村への会議、研修等の多様な機会での周知を進めさせていただくとともに、状況を見ながら、どのように設置を促進するのかという事業についても、検討を進めて参りたいと思っております。

(会長)

ありがとうございました。まずは、目標が達成できるように、県としても各自治体と協力しながら進めていく予定であり、そのような姿勢で取り組んでいくということだと思います。

では、他にはありませんか。

(委員)

資料2の64ページの中にあります、「施設入所者の地域生活への移行」というところで、8年度末に89人、移行割合6%と書かれています。徳島県では、県内に入所施設がおそらく27施設あり、そのうち知的障がいを中心とする施設が24施設ほどであろうかと思えます。それらの施設から6%の減ということで、今後、取り組んでいく必要があると感じております。

そのなかで、現在、県障がい福祉課、県障がい者相談支援センターの方で、事務作業をさせていただいております。「徳島県障がい福祉サービス等利用調整要領」というものが徳島県にはあります。そちらの方の改定をいち早くしていただいて、施設から地域移行がしやすい体制を整えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(会長)

御要望ありがとうございます。これは福祉施策とのつながりということと思いますが、事務局よりお願いします。

(事務局)

障がい福祉課です。御意見ありがとうございます。

かねてから懸案となっております、この件に関しまして、施設に入所されたいと御希望の方に、県の方では様々な入所施設の方から、空きのリスト等を提供いただきまして、センターの方を中心に調整をさせていただいております。現在は、センター、県の方で調整をしておりますので、施設と利用者の中で自由に入所に関する調整を行う仕組みがないと思います。今後は、関係者の皆様とも御相談のうえ、然るべきもの、良い方向へ進めてまいりたいと考えております。

(会長)

ありがとうございました。委員、こういったところでよろしいでしょうか。

この部分につきましては、数値目標だけではなく、定性的目標というようなところも取り入れている部分で、なかなか進め方の難しさもあり、数だけや目標だけではなく、いかに実用的に充実した生活へ移していけるかというような意識や行動が求められるところかと感じます。引き続き、委員の皆様方も、こうしたことの実践に御協力をよろしくお願いいたします。

(委員)

こどもの虐待のことで、お聞きします。小・中学校では、支援学級という障がい児クラスが、どこの学校にもあると思うのですが、そこでは、こどもに対する親からの虐待や、身体的虐待や精神的虐待等、虐待でもいろいろとあるのですが、いつも汚い服を着ている、臭い、ご飯を食べさせてもらえない等の様子は、学校の方からそういった虐待の可能性を示す情報として、県に上がってくることはあるのでしょうか。やはり、学校に登校している場合は、先生が一番見つけやすいですね。そのようなところで、県の方に報告みたいなものは直接行っているのでしょうか。

(会長)

早期発見というような点に、関わるかと思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

(事務局)

障がい福祉課です。虐待について学校の方から、直接、県の方へ虐待があるという報告が来ることはあまり無いかと思えます。こちらの方に、報告があるケースとしては、市町村を通じて行われる場合や、県の児童相談所の方から連絡が来ることもあります。

(委員)

そういった場合、通報者の対応方法等について、基本的にどこが指導するという仕組みはあるのでしょうか。

(事務局)

障害者虐待防止法は、障がい児の虐待防止の関係も対象としております。

また、基本的に、家庭におけるこどもの虐待については、障害者虐待防止法ではなく、児童虐待防止法が適用されるため、児童相談所や県・市町村の窓口においても、福祉部局ではなく、児童福祉を所管する窓口で対応しております。障がい児施設や放課後等デイサービス等における虐待は、障害者虐待防止法に基づき、市町村の福祉を所管する窓口が対応しております。

このように、対応する部署が異なることや、所管する法律が違うため、情報としては少ない状況にはありますが、市町村の児童福祉を所管する窓口や、県の児童相談所において、児童虐待防止法に基づき適切に対応させていただいているところです。

(委員)

ありがとうございます。

(会長)

御質問ありがとうございました。他にありませんでしょうか。

(委員)

資料2の80ページの下の方に、「専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業」というものがありますが、私も今まで気が付かなかったのですが、昨日、手をつなぐ育成会の方で全国大会があり、そのなかで行政のお話等を聞いたところ、入所している方、グループホームに入られている方々が、今後、地域で生活をしたい、施設で暮らしたい等、本人の希望によって生活する先が変わってくるということが現実的になってくるというお話を聞きました。そのようななかで、どこで住みたいのか、どういう生活を送りたいのかといったことを、本人から聞き取るような技術が、今後さらに必要になっていくのではないかと感じました。

この計画案はもうほぼ仕上がっているのですが、これに書き加えて、ということはありません

んが、中間見直しの時に、同じような要望であげさせてもらうかもしれませんので、その際はよろしく申し上げます。

知的障がいや発達障がいのある方が、どのような人生を送りたいのかということをも本人から聞き取り、その人の一生を過ごしていくことができる社会について勉強したので、よろしく申し上げます。

(会長)

御意見ありがとうございます。「専門性の高い意思疎通支援事業」ということで、現段階では、数値目標の件数というところで挙げられておりますが、ただいまの御指摘では、その内容について、より御本人の意思をどれくらい汲み取れるかといったことに対応できる専門的な人材育成、質的な部分についての要望が寄せられたものと感じています。

(委員)

今、こちらに記載があるのは視覚、聴覚障がいの方だけで、知的障がいとかは無いんですよ。知的でも喋れない方もいます。喋れないけれど筆記で表現される方もいますし、喋れるけれども、内容がわからないというような方もおり、高いスキルのコミュニケーションが求められます。

聞き取りの際に、ある程度の技術が必要な方たちがいるのですが、そのような方の喋っていることを汲み取るスキルというものの養成研修事業等がもしあれば、こどもたちや、大人もそうですが、このような方の要望を聞き取って生活をどのようにコーディネートしていくかということの支援につながる研修について、何か加えていただきたいと思います。資料2の80ページ(2)のAは聴覚の方、Iは視覚の方、この後ろに知的・発達障がいを今後入れていただきたいと思っています。

(会長)

ありがとうございます。

80ページから81ページにかけての意思疎通支援について、より具体的に専門家の要請であったり、派遣事業であったり、今後中間見直しに向けて検討いただきたいというような要望であったと思います。

では、このあたり、事務局の方がいかがでしょうか。このような御意見も汲んで、これから見直し時等において、改善に努めていくというようなところでよろしいでしょうか。

(事務局)

障がい福祉課です。委員より御意見をいただきました件について、別のところに関連する記載をさせていただいております。例えば、69ページ(7)では、発達障がい者に対する支援の見込量を記載させていただいております。

また、障害福祉サービスの報酬改定が行われる予定となっております。こちらでも、障がい者の意思決定支援に関する方策が今後、国で示される予定となっております。そういったことも注視しながら中間見直しで検討を進めて参りたいと思います。

(会長)

御説明ありがとうございます。

関連した実績等、このあたりの活動で汲み取っていけるとというような補足説明であったかと思えます。

では、よろしいでしょうか。他に、御質問、御要望などございますでしょうか。

(委員)

資料3の番号20のところでICTの関係です。御意見に対する県の考え方の記載欄で

「今後とも、障がいのある方が、日常生活はもとより、災害時にも、必要な情報を取得できる環境整備に努めて参ります」とあるのですが、具体的にどのようにしていくかというところでは。

県の方から、県の公式LINEの登録をしてくださいということ、施設の方にも周知されておりますが、このLINEでは、災害時にどこの地区の人はどうに対応するかというようなことが割ときれいに送られてきているので、このLINE登録を皆さんにさせていただくよう普及していくことが大事なのではないかと感じました。以上です。

(会長)

御意見ありがとうございました。パブリックコメントへの回答というようなチャンスを活用しての情報提供になるかと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

障がい福祉課です。御意見ありがとうございます。

LINE登録の方も、県の方で進めておりました、ICTサポートセンターでも支援員の方がLINEの登録方法を研修等で御案内しておりますので、また、御相談をいただければ可能となります。また、こちらの方も周知等を行っていきたいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

(会長)

御回答ありがとうございました。他に、御意見などございますでしょうか。

概ね、皆様がお気づきの点、御要望、今後の御要望も踏まえてですけれども、そういった点も含め、この計画案につきましては承認いただけるかなと思いますが、この計画案につきまして、本日の御意見を踏まえ、原案のとおり承認するという事でよろしいでしょうか。

(各委員)

「異議なし。」

(会長)

どうもありがとうございます。また、この計画案に今回は明記されていないけれども、評価の部分や、それから、深い専門性、より適した専門的な人材育成や派遣等、さまざまな具体的なヒントが得られましたので、それらのことにつきましては、今後、引き続き、より良い計画にしていけるよう、貴重な御意見として取り入れていきたいと思っております。

なお、計画策定までに、本文中の実績値や公表値が最新の数値に更新される場合がございます。それらの修正については、私に一任いただいてよろしいでしょうか。

(各委員)

「異議なし。」

(会長)

ありがとうございます。

それでは、委員の皆様方の御意見を踏まえて、今後の障がい者政策への積極的な取組をお願いすることとしまして、議題(1)を終えることといたします。皆様、御協力どうもありがとうございました。

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

今回の協議会に関する議事録の公開内容については、私に一任いただいてよろしいでしょうか。

(各委員)

「異議なし。」

(会長)

ありがとうございます。それでは進行を事務局へお返しいたします。

(事務局)

会長ありがとうございました。

これをもちまして、本日の会議を終了させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席いただき、また熱心に御議論をいただきまして、ありがとうございました。

これまでに、皆様から頂きました、御意見、御提言を踏まえ、計画を策定させていただきたいと存じます。今後は、この計画を指針としまして、施策を展開して参ります。

引き続き、情報の収集に努め、障がい者の方々や福祉現場に寄り添った政策を推進できますよう、より一層邁進して参りたいと思っておりますので、今後とも、御指導、御協力のほどよろしくお願いいたします。

本日は誠にありがとうございました。